

台湾は国家安全法をもつて 核心重要技術の営業秘密を保護



台湾には、自社による研究開発、技術移転、技術ライセンスにより取得する営業秘密が数多く存在し、これらは台湾の経済動脈や産業発展と密接につながっている。現段階では、台湾は自国の産業の国際市場における競争力を強化するために「営業秘密法」によりハイテク産業の保護を図っている。

国家安全法改正草案が可決

この時代において、国家の安全の概念は、すでに軍事的な面を超えていることを鑑み、経済発展や産業の競争力に大きな影響を与えるものに対しても、国家の安全を擁護する重要な一環として重視すべきである。このため台湾経済の命脈と産業発展に深く影響を与える営業秘密の中で、もし「国家の核心的重要技術」である場合は、台湾はそれに対する保護も「国家安全保障」のレベルにまで引き上げようとしている。

規制対象は国籍問わず全ての人

同法の注目すべきことは、以前の「台湾国家安全法」の規制対象は国民だったのが今回の改正で、規制対象は国籍を問わず「全ての人」となったことだ。

改正草案の中で比較的重要な規定がある。それは全ての人はいは台湾において外国、大陸地域、香港、マカオ、海外の敵対勢力、あるいはこれらによって設立、あるいは実質的に支配されている各種の組織、機関、団体、またはこれらの派遣人員のた

めに「国家核心重要技術の営業秘密を侵害する」行為を禁止するとしている。同時に、「意図的に」台湾域外で国家核心重要技術の営業秘密を「使用」する上記の侵害行為も禁止している。その規定に反する者に対しては、5年から12年の有期懲役を科すと同時に、台湾ドル1億元（日本円の約4億3千万円余）以下の罰金を課すことができる、となっている。

上述の通り、営業秘密も莫大なビジネス利益に関わっている。そのため、より万全な保護を図る目的で、国は企業に対し従業員が他人の国家核心重要技術に関する営業秘密を不法に侵害しないように、従業員を監督、又は防止する責任も課している。企業の代表者、代理人、雇用される者、あるいはその他の従業員が業務遂行の過程で前述の違法行為を犯した場合、企業はその違法行為を防ぐために相当な注意を払ったことを証明しなければならぬ。できなければ、その企業に対して、最高台湾ドル1億元の罰金を科すことができる。

案件の審理はより早く進む見込み

また、この種の違法行為は国家の安全保障に関わるため、第一審の管轄裁判所は高等裁判所、又は知的財産及び商業裁判所による管轄となる。すなわち、地方裁判所は第一審ではないことで、案件の審理はより早く進められると考える。しかし、訴

追される不法行為を行った者および企業にとって、普通の三級三審の法的救済制度より一つの審級の救済が欠けることになる。上記の改正草案の規定は、台湾での外資系企業に関わる核心重要技術を保護するだけでなく、これらの企業に自社の従業員に何等程度の違法義務も課している。今回の改正草案は関連技術を取り扱う企業にとって重要な情報であり、ご参考頂ければ幸いです。



訳者
黄志翔 (Shawn Huang)
弁護士

ツア&ツアイ アソシエイト
学歴：政治大学法学修士、政治大学法学士
早稲田大学法学研究科特別聴講生
専門分野：会社法、金融商品取引法、民法



作者
呉美齡 (Marilyn Wu) 弁護士
ツア&ツアイ Integrated Partner
学歴：東興大学法学士、イギリススター大学国際商法修士 (University of Leicester, International Commercial Law)
経歴：検察官12年の経歴を有し、行政院通商交渉オフィス (Office of Trade Negotiations) の法律顧問として3年間担当。
専門分野：民、刑事訴訟、営業秘密法、証券取引法、労働案件等。